

外務員処分制度整備関係について

平成 29 年 1 月 17 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 規則等改正の目的

外務員の処分事務についても、会員処分制度整備関係と同様に、不服申立制度の新設や外務員の処分事務の明確化等に対応するため、外務員処分の適正な運営を確保する目的から、今回規則の一部改正及び細則の制定を行うこととします。

2. 方法等

協会規則の一部改正及び細則の制定

3. 規則案等の説明

(1) 規則案等

別添の資料をご覧ください。

(2) 説明

① 外務員の登録等に関する規則

- ・ 外務員の登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）第 6 条第 3 項には、外務員規則第 11 条の処分に対して行っています聴聞の手続きにあたる規定をしていないことから、外務員規則第 6 条による処分についても弁明の手続きを規定します。
- ・ 第 6 条の 2 には、外務員規則第 6 条による処分に対する不服申立制度を規定します。
- ・ 第 6 条の 3 には、外務員規則第 6 条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、細則で定める旨を規定し、その細則として「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定します。

② 金融商品仲介業者に関する規則

- ・ 金融商品仲介業者に関する規則（以下「仲介業者規則」という。）第 21 条第 3 項には、仲介業者規則第 15 条の処分に対して行っています聴聞の手続きにあたる規定をしていないことから、外務員規則と同様に、仲介業者規則第 21 条による処分についても弁明の手続きを規定します。
- ・ 第 21 条の 2 には、仲介業者規則第 21 条による処分に対する不服申立制度を規定します。
- ・ 第 21 条の 3 には、仲介業者規則第 21 条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、細則で定める旨を規定し、その細則として「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定します。

③ 外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

外務員の処分手続について、外務員処分時の弁明の手続き、処分通知及び不服申立の手続き等が明確化されていないため、外務員の処分の適正な運営を確保する目的から、「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することとする。

- ・ 弁明の手續きについては、これまで行われていなかったため、これを規定し、本細則において手續きの明確化のため規定します。
- ・ 処分通知については、外務員処分が理事会で決定した後、処分通知を行う場合の処分通知書に記載すべき内容等を規定します。
- ・ 不服申立制度については、当該会員及び処分対象者が不服申立を行うために必要な手續き等を具体的に規定します。

④ 金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則

「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することに伴い、同様に、金融商品仲介業者の外務員の処分手続きについても、「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定することとします。

本細則は、「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」に規定されている内容と同様であり、弁明の手續き、処分通知及び不服申立の手續き等について規定しています。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし

5. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内 容	備 考
平成 29 年 1 月 13 日	自主規制部会	自主規制部会付議案の審議
平成 29 年 1 月 17 日	パブリックコメントの募集	2 月 13 日迄 6. を参照
平成 29 年 2 月 22 日	自主規制委員会	自主規制委員会付議案の審議
平成 29 年 3 月 13 日	理事会(書面)	規則案の決定 施行日は、平成 29 年 6 月 23 日となります。

6. 意見等の募集について

本規則案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法
一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間
平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日

(3) 意見等の提出方法

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3-1 NBF

小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案について修正します。

② ①の回答案及び修正した規則案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には自主規制部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主規制委員会に付議するものとします。

(5) 協会規則の一部改正及び細則の制定内容の公表

理事会で規則案が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上